

第 2 号（平成 3 0 年 3 月 9 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

平成30年3月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

平成30年3月9日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成30年3月9日午前 9時59分 議長 丸山久志

閉会 平成30年3月9日午前11時44分 議長 丸山久志

応招議員

| | | | | | |
|----|----|----|-----|----|----|
| 1番 | 谷田 | 利一 | 2番 | 西島 | 寛道 |
| 3番 | 岡田 | 久雄 | 4番 | 岩田 | 剛 |
| 5番 | 古川 | 昭義 | 6番 | 村田 | 忠文 |
| 7番 | 丸山 | 久志 | 8番 | 中坊 | 陽 |
| 9番 | 谷田 | 操 | 10番 | 木村 | 武壽 |

不応招議員

なし

出席議員

| | | | | | |
|----|----|----|-----|----|----|
| 1番 | 谷田 | 利一 | 2番 | 西島 | 寛道 |
| 3番 | 岡田 | 久雄 | 4番 | 岩田 | 剛 |
| 5番 | 古川 | 昭義 | 6番 | 村田 | 忠文 |
| 7番 | 丸山 | 久志 | 8番 | 中坊 | 陽 |
| 9番 | 谷田 | 操 | 10番 | 木村 | 武壽 |

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

| | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|
| 2番 | 西島 | 寛道 | 3番 | 岡田 | 久雄 |
|----|----|----|----|----|----|

本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 野崎 裕美 | 議会書記 | 平間 克則 |
| 議会書記 | 坂井幸一郎 | 議会書記 | 岩村 恭子 |

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 町長 | 汐見 明男 | 副町長 | 中谷 浩三 |
|----|-------|-----|-------|

| | | | |
|-----------------------------|-------|--|-------|
| 教 育 長 | 松田 定 | 理事兼総務課長事務取扱 | 脇本 和弘 |
| 理事兼地域創生推進室長事務取扱 | 後藤 崇文 | 理事兼建設課長事務取扱 | 中村 秀一 |
| 理事兼上下水道課長事務取扱 | 松山 正伸 | 教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務 | 中島 一也 |
| 企 画 財 政 課 長 | 花木 秀章 | 税 務 課 長 | 乾 浩朗 |
| 会計管理者・会計課長兼務 | 光田 恵理 | 住 民 福 祉 課 長 | 中坊 玲子 |
| 保 健 医 療 課 長 | 中谷 誠 | 高 齢 福 祉 課 長 | 寺井 佳孝 |
| 保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務 | 小笠原温美 | 産 業 環 境 課 長 | 菱本 嘉昭 |
| 上 下 水 道 課 参 事 | 森田 肇 | 同和・人権政策課長 | 西島 豊広 |
| いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務 | 野田 昌司 | 社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長 兼 務 | 高江 裕之 |
| 学校給食センター所長 | 奥山 英高 | | |

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成30年3月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第2号〕

平成30年3月9日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第4号 井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第3 議案第7号 井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第4 議案第6号 井手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第5 議案第24号 平成30年度井手町一般会計予算
- 第6 議案第25号 平成30年度井手町国民健康保険特別会計予算
- 第7 議案第26号 平成30年度井手町水道事業会計予算
- 第8 議案第27号 平成30年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算
- 第9 議案第28号 平成30年度井手町後期高齢者医療特別会計予算
- 第10 議案第29号 平成30年度井手町介護保険特別会計予算
- 第11 議案第30号 平成30年度井手町公共下水道事業特別会計予算
- 第12 議案第31号 平成30年度井手町多賀財産区特別会計予算

議事の経過

議長（丸山久志） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しておりますので、平成30年3月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、岡田久雄議員、2番、西島寛道議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いいたします。

日程第2、議案第4号、井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠）

（議案第4号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） ただいまご説明があったように、財政運営の責任が府の方にかわるということで、府の方からこれだけの納付金を納めなさいということを決められて、その額を納めるために井手町の方で独自に保険税率は決めるという仕組みになると思うんですけれども、府の方で定められた井手町の納付金の総額は幾らなのか。

それと、昨日の一般質問の中で答弁がありましたけれども、標準税率というのが府の方から示されて、その標準税率が、井手町が今現在とっている税率よりもこれだけ税率が上がります、額が上がります、標準税率にしたらこうなりますというプラス分は説明があったんですけれども、プラスして総額

幾らになるのか、井手町は4方式で課税してますので、その4方式でのそれぞれが、現行が幾らのものが、標準税率を適用するとすると幾らになるのか、というふうに示されたのかをご説明をお願いしたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) ただいまの谷田 操議員のご質問でございますけども、まず、1点目の納付金の総額でございます。2億4,814万1,000円でございます。

それから、2点目の標準保険税率の府から示された割合ですけども、医療分、所得割が7.08%、資産割が44.16%、均等割額が2万9,529円、平等割額が3万1,431円、後期分が、所得割率が2.3%、資産割率で6.51%、均等割額で8,312円、平等割額で7,388円、介護分で、所得割率が1.41%、資産割率で5.59%、均等割額で1万1,311円、平等割額で7,282円。

以上でございます。

議長(丸山久志) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) この府の方で示された標準税率で納付金を集めれば、2億4,800万余りの納付金が納められるはずだということやと思うんですけども、今回、この条例は、このように府から示された料率をとらずに、現行の井手町の料率をそのまま維持するという内容ですね。しかし、そうすると足りない分が出てくるということで、昨日ご説明があったように、一般会計から1,600万円を補填するという予定で組まれているというものやと思うんですけども、実際、これ、標準税率が示されてる納付金でも、激変緩和の分というのがあると思うんです。国や府の方で激変緩和している分というのはどのくらいの額なのか、もしそれがなかったら、もっと納付金上がるんじゃないかと思うんですけど、今後の見通しとして、ことしと同じように、この納付金がずっと2億4,800万余りでいけるというふうなことは確実じゃないと思うんです。その辺の見通しは、府の方からの説明とかはどうなっていますか。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） ただいまの谷田 操議員のご質問でございます。

激変緩和を行う期間につきましては、府の方で特例基金を活用できる平成35年度までとすることを目安とされておりまして、被保険者の負担を考慮して、今後の推移を見ながら検討することとして、府の方で計画されております。

以上でございます。

議長（丸山久志） ほかに。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 激変緩和というのがありましても、激変緩和で見通した納付金やけれども、そのとおりにもし井手町が課税するとしたら、1,600万も値上げしないと払えないという額なんですよね。それが、さらに、5年後にはその激変緩和もなくなるということで、必ず値上げになるという見通しが立つ制度なんです。町長は、私が町長をしている限りは補填するみたいなことをおっしゃったんですけれども、町長の任期も来年で任期は終わりですし、その後どうなるかもわからない。このままいきますと、平成35年までも確実にこのレベルが保たれるかどうかもわからないし、それを保とうと思ったら、毎年1,600万は最低でも繰り入れはしていかなあかん。それが、激変緩和がなくなれば、当然もっと不足分が出てくるというふうに考えるんですけど、そういうふうな考えで見通していいということでしょうか、町長、どうですか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） まず、私どもが説明を受けておるのは、来年度、この金額なり率を決められましての金額が、総額を示されました。そのときに、府の方の説明としては、再来年度はどうなんねやといって私どもが聞きますと、前年の医療費総額、これの動向によってかなり変わりますので、医療費がよその自治体よりも井手町は大変高い、生活習慣病を含めて、慢性疾患の患者さんが多いような状況をデータ上、見受けられるということから、予防に力を入れていただいて、医療費総額を落としていただくことによって、この総額というのは変わってくるものだというふうに聞いておりますので、一

概に今後上がっていくとは言えないというふうに考えています。ただ、予防を含めて、健康で長生きいただくような取り組みを今後より一層強めていく必要があるというふうに考えているところです。

議長（丸山久志）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　谷田　操議員。

9番（谷田　操）　ただいま議題になっております議案第4号、井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件について、反対の立場で討論いたします。

今回、都道府県化に伴って、府の方に納付金を支払うという形になったために、条文の文言を整理するということが理解できるわけですが、その文言の整理にとどまらず、この中に含まれてるのは、国民健康保険が国民の健康を守る最後のとりで、セーフティーネットとして、国民皆保険を守るためにどうしても守っていかなければならない制度であるにもかかわらず、結局は、助け合いの制度だなどといって、低所得者が多い、無職者が多い、収入の少ない人が多いのがわかっていながら、保険者、被保険者で負担させる仕組み、国の補助がだんだんと削られている中で、制度をいじるたびに保険者、被保険者の負担がふえていくということになっている。この抜本的な仕組みが変わらない中で、幾ら広域化をしたとしても、なかなかそれは制度の維持につながらない。

今回は料率を改定しないということで、不足分を一般会計から、当初から入れるということについては当然評価するものですが、それがいつまで続けられるのか、見通しもわからない。医療費が上がらなければもっと下げられるかもしれんというお話も今ありましたけれども、好きこのんで病気になる人はいないわけで、医療費、幾ら予防に力を入れても、突発的な事故ではね上がるということは今後も想定されるわけで、そのときに、また値上げやと、1,600万を入れてても、激変緩和が終わったらそれ以上に入れなあかんというのは、絶対とは言えないと言われましたけど、非常に確率としては高いわけで、今後の運営がとても心配です。

都道府県化だけでは解決できない問題があると思いますので、都道府県化

に伴うこの改正には反対です。

議長（丸山久志） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで討論を終わります。

これより、議案第4号、井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第7号、井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠）

（議案第7号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 2ページを見ながら質問させていただきますが、これは井手町の条例ですけど、府の方も国保を扱うということで条例をつくられると思うんです。この第1章の名称が、国民健康保険だったものが国民健康保険の事務というふうになるわけですね。そうすると、府の方はどうなるんですか。府の方は、府が行う国民健康保険なのか、国民健康保険の事務ということで、それぞれ事務を分担するという形になるのか、いや、府が国民健康保険をやるので、町は事務だけやるんですよみたいなふうになるのか、府との整合性はどうなっていますか。

2点目に、運営協議会のことですが、これも、府の方でも国民健康保険運営協議会をつくられると思うんです。今まで協議会だったものを、運営に関

する協議会に直すわけですね、町は。府の方はどうなるんです、府は運営協議会で、町は運営に関する協議会なのか、府の方も運営に関する協議会なのか。

それと、運営の定数ですけれども、第2条の1から3号は略となっておりますが、ということは、委員数は町の場合は変わらないということによいのか、それぞれ今どういう方が国保運営協議会の委員になっておられるのかのご説明をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) ただいまの谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

まず、委員の定数についてでありますけれども、委員の定数は変更ありません。被保険者を代表する委員が3名、保険医または保険薬剤師を代表する委員が3名、公益を代表する委員が3名となっております。

それから、府の条例との整合性ということでございますけれども、こちらにつきましては、後ほど答弁させていただきます。

以上でございます。

議長(丸山久志) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) ただいま議案になっております議案第7号、井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件について、反対の立場で討論いたします。

この議案も文言の整備が内容にはなっているんですけれども、国保の都道府県化に伴う、これがまさに都道府県化そのものでありまして、府との役割分担というものもありますけれども、先ほどの討論でも申し上げたとおり、都道府県単位で国保を運営することだけでは、今危機に瀕している国保制度を守ることはできないという立場から、反対いたします。

議長（丸山久志） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで討論を終わります。

これより、議案第7号、井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第6号、井手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠）

（議案第6号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第6号、井手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第24号、平成30年度井手町一般会計予算から、日程第

12、議案第31号、平成30年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第24号、平成30年度井手町一般会計予算の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章)

(議案第24号を朗読説明)

議長(丸山久志) 引き続き、主な事業の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中村建設課長。

理事(中村秀一)

(主な事業の説明)

議長(丸山久志) 次に、議案第25号の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠)

(議案第25号を朗読説明)

議長(丸山久志) この際、暫時休憩します。11時5分より再開します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

議長(丸山久志) 休憩前に引き続き、再開します。

次に、議案第26号の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 森田上下水道課参事。

上下水道課参事(森田 肇)

(議案第26号を朗読説明)

議長(丸山久志) 引き続き、主な事業の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 森田上下水道課参事。

上下水道課参事(森田 肇)

(主な事業の説明)

議長（丸山久志） 次に、議案第27号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田 肇）

（議案第27号を朗読説明）

議長（丸山久志） 引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田 肇）

（主な事業の説明）

議長（丸山久志） 次に、議案第28号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠）

（議案第28号を朗読説明）

議長（丸山久志） 次に、議案第29号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝）

（議案第29号を朗読説明）

議長（丸山久志） 次に、議案第30号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田 肇）

（議案第30号を朗読説明）

議長（丸山久志） 引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田 肇）

（主な事業の説明）

議長（丸山久志） 次に、議案第31号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

（議案第31号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。各会計名並びにページ数を明示の上、質疑願います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本8件については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、日程第5、議案第24号、平成30年度井手町一般会計予算から、日程第12、議案第31号、平成30年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件については、予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、井手町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議員全員を予算特別委員会の委員に指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員全員を予算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ただいま予算特別委員会の委員も決まりましたので、ここで休憩したいと思います。休憩中に特別委員会を開いていただきまして、正副委員長の互選を願います。なお、その結果を報告願います。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時43分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま、休憩中に開会されました予算特別委員会より正副委員長の互選

結果の報告がありましたので、ご報告いたします。

予算特別委員会の委員長には岡田久雄議員、副委員長には岩田 剛議員と決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は3月19日午前10時から会議を開きます。

散会 午前11時44分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 丸 山 久 志

署名議員 西 島 寛 道

署名議員 岡 田 久 雄